平成２２年（フ）第６４２号
静岡県浜松市浜北区小松4235番地の４　コーポ鮎ヶ瀬206号、前住所静岡県浜松市浜北区沼59番地　キブネハイツ205号室
債務者　稲光　新二
1　決定年月日時　平成22年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第６１３５号
大阪市北区長柄中１丁目６番20号新城マンション301号室
債務者　三谷　文代
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５１９号
大阪市住之江区平林南２丁目３番10―801号
債務者　京山かおり
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９９４号
大阪市城東区東中浜９丁目１番４―502号
債務者　淺倉　恵美
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８号
熊本県山鹿市鹿本町高橋331番地３
債務者　中川　信明
1　決定年月日時　平成22年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２２年（フ）第１８７号
栃木県小山市大字雨ケ谷新田57番地５　グランシード城南東Ⅱ103号
債務者　三村真由美
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第７２５号
川崎市宮前区野川1417番地　シャトーくぬぎざか202
債務者　山方　邦夫
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７４０号
川崎市麻生区高石１丁目25番６号　ハイツ藤棚202
債務者　渡邊　幸雄
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７４２号
川崎市中原区上小田中１丁目11番35号
債務者　吉田　清澄
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７４４号
川崎市多摩区登戸新町３番地１　ニューパイン多摩川206
債務者　郡司　英夫
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７５０号
川崎市川崎区川中島１丁目６番12号　小泉マンション201号
債務者　安宅留美子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７５３号
川崎市川崎区鋼管通１丁目14番５号　コーポ浅間102
債務者　葉山正治こと　李　　正洛
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７５４号
川崎市麻生区片平1975番地５
債務者　大竹　優美
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７５５号
川崎市中原区新城中町18番10―505号　スカイハイツ
債務者　佐藤　忠雄
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７６０号
川崎市川崎区昭和２丁目５番９号
債務者　橋本　広幸
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係